飯田市職員の仕事と生活の調和の推進に関する事業主行動計画の策定について

飯田市総務部人事課

1 計画策定の趣旨

飯田市においては職員の「仕事と生活の調和」を実現するため、平成24年4月1日に「飯田市ワークライフバランス労使宣言」を行い労使によりその取組を進めているところであるが、この度、この取組をより実効性あるものとするため、目標を設定し期間を定めて着実にこれを実施するよう、労使宣言の実行計画として事業主行動計画を策定することとした。

また、「仕事と生活の調和」の実現が次世代育成支援の推進や女性の職業生活における活躍の推進に 関連があることから、本計画を次世代育成支援対策推進法第19条に基づく特定事業主行動計画及び女性 の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」)第15条の規定に基づく特定事 業主行動計画として位置付け、一体的に取組むこととするものである。

2 計画の概要

- (1) 名称 飯田市職員の仕事と生活の調和の推進に関する事業主行動計画
- (2) 策定日 平成28年3月31日
- (3) 策定主体 職員の任命権者の連名

市長、市議会議長、教育委員会、選挙管理委員会、代表監査委員、農業委員会

- (4) 位置付け ・飯田市ワークライフバランス労使宣言の事業主行動計画
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づく第2次特定事業主行動計画
 - ・女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画
- (5) 計画期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間
- (6) 対象 飯田市役所に任用される全ての職員(臨時非常勤職員を含む)
 - ※本計画は飯田市役所の全ての職場を対象とするものであるが、各職場等の状況を踏まえ、 取組を進めるものとする。

3 計画の数値目標

| | 項目 | 現状値 | 目標値 | 備考 |
|-----|--------------|---------------|---------------|--------------|
| (1) | 育児休業を取得する男性職 | 26年度実績0% | 計画期間中、毎年5%以上 | 取得率分母 子の出生の届 |
| | 員の割合 | | | け出等があった職員数 |
| | 育児休業を取得する女性職 | 26年度実績100% | 計画期間中、毎年100% | 取得率分母 産前産後休暇 |
| | 員の割合 | | | を取得した職員数 |
| (2) | 男性職員の配偶者出産休暇 | 26年度実績28.6% | 計画期間末までに、50%以 | 取得率分母 子の出生の届 |
| | の取得率 | | 上 | け出等があった職員数 |
| | 男性職員の配偶者の出産に | 26年度実績0% | 計画期間末までに、50%以 | 取得率分母 子の出生の届 |
| | 伴う子の養育休暇の取得率 | | 上 | け出等があった職員数 |
| (3) | 職員一人あたりの月間平均 | 26年度実績12.73時間 | 計画期間中、毎年、前年度 | |
| | の時間外勤務時間 | | 実績を上回らない時間数 | |
| (4) | 職員の年次休暇の年間平均 | 26年実績5.8日 | 計画期間中、毎年、10日以 | |
| | 取得日数 | | 上 | |
| (5) | 職員の仕事と生活の調和に | (28年度実施の職員 | 計画期間末までに、高める | |
| | ついての満足度 | アンケートで把握) | (数値目標は改めて設定) | |
| (6) | 上位の職責を目指す職員の | (28年度実施の職員 | 計画期間末までに、高める | |
| | 割合 | アンケートで把握) | (数値目標は改めて設定) | |
| (7) | 女性職員の現在の職責に対 | (28年度実施の職員 | 計画期間末までに、高める | |
| | する満足度 | アンケートで把握) | (数値目標は改めて設定) | |

4 取組の内容

- 1 勤務環境の整備に関する事項
 - (1) 妊娠中及び出産後における配慮
 - (2) 男性の子育て目的の休暇等の取得促進
 - (3) 育児休業や介護休暇等を取得しやすい環境の整備等
 - ア 男性の育児休業・介護休暇等の取得促進
 - イ 育児休業・介護休暇等の周知
 - ウ 育児休業・介護休暇等経験者に関する情報 提供
 - エ 育児休業・介護休暇等を取得しやすい雰囲 気の醸成
 - オ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援
 - カ 育児休業等を取得した職員の代替要員の確保
 - キ その他
 - (4) 保育施設の設置等
 - (5) 時間外勤務の縮減
 - ア 育児や介護をする職員の深夜勤務及び時間 外勤務の制限の制度の周知
 - イ 一斉定時退庁日等の実施
 - ウ 事務の簡素合理化の推進
 - エ 時間外勤務の縮減のための意識啓発等
 - オ 勤務時間管理の徹底等

- (6) 休暇の取得の促進
 - ア 年次休暇の取得の促進
 - イ 連続休暇等の取得の促進
 - ウ 子どもの看護・家族の介護のための特別休暇 の取得の促進
 - エ 臨時非常勤職員への周知
- (7) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等 の是正のための取組
- 2 その他の次世代育成支援対策に関する事項
 - (1) 子ども・子育てに関する地域貢献活動
 - ア 子ども・子育てに関する活動の支援
 - イ 子どもの体験活動等の支援
 - ウ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援
 - エ 安全で安心して子どもを育てられる環境の 整備
 - (2) 子どもと触れ合う機会の充実
- 3 その他の女性の職場における活躍推進に関する 事項
 - (1) 女性採用の拡大
 - (2) 女性職員の育成、登用
 - (3) 女性職員の継続就業
 - (4) 管理職等を対象とした取組

5 計画の推進体制

職員団体及び人事課から選出した委員により構成するワークライフバランス検討委員会(平成27年8月設置)において、本計画に基づく取組の実施状況や数値目標の達成状況の点検・評価等について検討し、取組を推進する。

- 6 計画及び計画の進捗状況等の公表
 - (1) 計画の公表 飯田市ウェブサイトに公表済

URL http://www.city.iida.lg.jp/soshiki/1/wlbplan.html

(2) 進捗状況等の公表 年1回、数値目標の達成状況等について飯田市ウェブサイトに公表を予定